

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う 災害等に対する金融上の措置について

このたびの令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により被災された皆様に対しましてお見舞い申し上げます。

当金庫では、被災されたお客様に対し、状況に応じて以下の措置を適切に講じてまいりますのでお知らせいたします。

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑等を紛失した場合等でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者本人の申出であることを確認して払戻しをいたします。
2. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。また、当該預金等を担保とする貸付もいたします。
3. 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対し配慮いたします。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用規約の解除等についても同様に配慮いたします。
4. 損傷した紙幣や貨幣の引き換えに応じます。
5. 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資の迅速化、既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けているお客様の便宜を考慮した適時適切な対応をいたします。
6. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に関する相談に適切に応じます。
7. 罹災証明を求めている手続きでも、市町における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、被災者等の便宜を考慮した取扱いをいたします。

以上



夢・希望・未来

天草信用金庫